

母子家庭等

自立支援給付金制度のお知らせ

★子育て支援課 ☎ 11330、市民福祉課 ☎ 1333

■高等職業訓練 促進給付金等

①高等職業訓練促進給付金  
母子家庭の母及び父子家庭の父が、対象となる資格を取得するため、1年以上養成機関等で修業する場合に給付金を支給します。

通学制が原則ですが、働きながら資格取得を目指す場合等、通信制の利用ができます。

支給期間  
修業期間の全期間が対象で上限3年

対象資格

(准) 看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等

支給額(月額)  
・市民税非課税世帯：10万円  
・市民税課税世帯：7万500円

申請方法  
事前相談のうえ、支給申請し、支給が決定した場合は、毎月給付金の請求をしてください。

②修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金受

給者に、養成課程修了後に支給します(要申請)。

支給額  
・市民税非課税世帯：5万円  
・市民税課税世帯：2万5000円

■自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が指定対象講座を受講し修了した場合、費用の一部を支給します。

指定対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等(介護福祉士実務者研修や医療事務等)

支給額

費用の60%相当額(上限20万円。1万2千円を超えない場合は支給されません)。

申請方法  
事前相談のうえ、講座申込前に対象講座の指定申請をし、修了後1か月以内に給付金の申請をしてください。

新入学児童入学説明会

★学校教育課 ☎ 1149

4月に小学校へ入学する児童(平成22年4月2日〜平成23年4月1日生まれ)の保護者を対象に、下記のとおり入学説明会を実施します。  
対象児童のいるご家庭には、1月中旬に「入学通知書」及び「入学説明会のご案内」を郵送しますので、詳細についてはそちらでご確認ください。  
※通知が届かない場合は、学校教育課へお問い合わせください。

学校名	実施日	受付時間
本庄東小	2月2日(木)	午後1時50分〜2時10分
本庄西小	1月27日(金)	午後1時〜1時15分
藤田小	2月3日(金)	午後1時〜1時25分
仁手小	2月2日(木)	午後1時30分〜1時40分
旭小	2月3日(金)	午後1時40分〜1時55分
北泉小		午後1時30分〜1時40分
本庄南小	2月1日(水)	午後1時30分〜1時45分
中央小	2月3日(金)	午後1時20分〜1時45分
児玉小		午後1時〜1時20分
金屋小		午後2時〜2時15分
秋平小		午後1時30分〜1時45分
共和小	1月26日(木)	午後1時30分〜1時55分

子育てハッピー県営住宅 入居者(若年子育て世帯向け)募集

★県営住宅供給公社 ☎ 048-829-2875

若い子育て世帯を支援するため、県営住宅に専用枠を設け、入居者を募集します。  
入居予定日 3月23日(木)以降  
対象 夫婦がともに34歳以下の世帯(子どもの有無は問いません)  
※収入等各種条件があります。

募集要項

1月4日(水)から、営繕住宅課(市役所2階)、埼玉県住宅課(県庁第2庁舎)、埼玉県住宅供給公社で配布  
応募期限 1月21日(土)(消印有効)



子育て家庭を支援する制度 (特別) 児童扶養手当・児童手当をご存じですか？

★子育て支援課 ☎ 11330、市民福祉課 ☎ 1333

次代の社会を担う児童の家庭を経済的に支援することを目的とした福祉制度があります。申請し、認定されると、申請した月の翌月分から支給の対象となります。また、各手当は重複して受給することもできます。該当する人は早めの手続きをお願いします。

	特別児童扶養手当	児童扶養手当	児童手当
内容	精神又は身体に一定の障害がある児童を育てている人に手当を支給	父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている人などに手当を支給	児童の家庭等における生活の安定及び健全育成のために、児童を育てている人に手当を支給
対象	精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている人 ※児童が障害による公的年金を受け取ることができる場合、又は施設などに入所している場合は受けられません。 ※申請者やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得が制限額を超える場合は受けられません。	父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている人や、児童を育てている父又は母に一定の障害があるときなど ※児童とは18歳になった年の年度末まで(ただし、一定の障害のある児童の場合は20歳の誕生月まで) ※児童が施設などに入所している場合は受けられません。	中学校修了前(15歳になる日以後の最初の3月31日まで)の児童を育てている人で、家計を支えている人 ※請求者は、父母ともに児童を養育している場合、原則として所得の高い人になります。 ※公務員の人は職場で申請となります。
手当の月額(平成28年度)	重度障害の児童 月額51,500円 中度障害の児童 月額34,300円 ※毎年物価スライドによる見直しがあります。	<全部支給の場合> 1人目支給額 月額42,330円 2人目加算額 10,000円 3人目以降加算額 6,000円 ※毎年物価スライドによる見直しがあります。 ※所得や公的年金の受給状況に応じた支給停止措置(減額など)があります。	<所得制限限度額未満の場合> 3歳未満の児童 月額15,000円 3歳以上小学校修了前 …第1・2子 月額10,000円 …第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円 ※第○子とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの児童の順番です。 <所得制限限度額以上の場合> 月額 一律5,000円

子ども医療費の登録はお済みですか？

★子育て支援課 ☎ 11330、市民福祉課 ☎ 1333

市では、市内に住所があり、医療保険に加入している15歳までの子どもの医療費等を支給しています。利用するには、事前登録が必要です。

原則、登録申請日から支給対象となりますが、出生日や転入日の翌日から15日以内に申請すると、出生日や転入日から支給対象となります。

登録場所 子育て支援課(市役所2階)  
市民福祉課(アスパアこだま内)

※「重度心身障害者医療費受給者証」を持っている子どもは、登録不要です。

登録申請に必要なもの

- ①子どもの健康保険証  
※できていなくても仮登録をしてください。
- ②家計の主宰者名義の通帳  
※父母ともに子どもと同居し養育している場合は、原則として所得の高い人。
- ③印鑑(朱肉を使うもの)

■子ども医療費の適正化にご協力ください

緊急時以外の診療時間内受診やジェネリック医薬品の使用相談など、医療費適正化にご協力ください。